

障発0613第1号

平成29年6月13日

独立行政法人

国立病院機構 久里浜医療センター院長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

(公 印 省 略)

依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症対策の推進については、かねてから格段の御配慮を賜っているところであるが、依存症対策における全国的な支援体制の整備を図るため、今般、貴院を依存症対策全国拠点機関として指定し、別紙のとおり「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱

1 事業の目的

これまで、アルコール健康障害、薬物依存症については、急性中毒や離脱症状、その他の関連する身体疾患に対する医療提供を行ってきた。さらに、アルコール健康障害、薬物依存症、いわゆるギャンブル等依存症（以下「依存症」という。）については、一部の専門医療機関において、依存症そのものの回復を目的にした治療を行っており、公的機関における相談・指導や知識の普及、障害者総合支援法に基づいた各種サービスの提供等による支援を行っているほか、「依存症治療拠点機関設置運営事業の実施について」（平成26年3月31日障発0331第54号）及び「依存症回復施設職員研修等事業の実施について」（平成22年10月14日障発1014第6号）に基づき、事業を実施してきたところである。依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性（患者本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくいこと。）や依存症の専門医療機関・専門医の不足等から、依存症患者が必要な支援を受けられていない状況にある。

このため、本事業は、「アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症対策全国センター」として、依存症対策の全国的な拠点機関を指定し、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）において依存症対策を推進する上で必要な人材を養成するための研修等を実施することができる指導者の養成や、依存症に関する情報収集、行政機関、医療機関及び一般国民に対する情報提供、助言・指導等を行うことにより、依存症患者、依存症に関連する問題（健康障害、虐待、DV、借金、生活困窮等）を有する者、依存症が疑われる者、依存症になるリスクを有する者、依存症からの回復を目指す者及びその家族等（以下「依存症患者等」という。）に対する支援体制の全国的な整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターとする。

3 事業内容

（1）アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業

都道府県等における依存症の支援に必要な人材養成を推進することを目的として、都道府県等において指導的な役割を果たす者を養成するため、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症それぞれの依存症の特性を踏まえ、依存症患者、潜在する依存症患者や家族に対する相談・治療等に係る次の研修を実施する。

① 依存症相談対応指導者養成研修

都道府県等の精神保健福祉センター等においてアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の相談支援に当たる職員を対象とした、依存症患者や家族等か

らの相談への対応力を強化するための研修。

② 依存症治療指導者養成研修

都道府県等の依存症専門医療機関等において依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の専門性を向上させるための研修。

③ 地域生活支援指導者養成研修

都道府県等・市区町村において依存症患者等の地域における生活の支援を行う者（障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等）を対象とした、依存症の特性を踏まえた支援についての研修。

(2) 依存症回復施設職員研修の実施

ダルク、マック等の依存症回復施設の職員を対象とした、依存症からの回復を目指す者への対応力を向上させるための研修。

(3) 全国会議の開催

① 都道府県等依存症専門医療機関全国会議

都道府県等が選定する依存症専門医療機関の医療従事者を対象に、各地域の依存症患者等の状況や課題などの情報共有を目的とした会議の開催。

② 都道府県等依存症相談員等全国会議

都道府県等が設ける精神保健福祉センター等の相談拠点の依存症相談員等を対象に、各地域のアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談の現状や課題などの情報共有を目的とした会議の開催。

(4) 依存症に関する情報収集・情報提供等

依存症対策に資する研究等の情報収集・提供や、依存症対策に関する政策提言を行う。

(5) 依存症に関する普及啓発

① (4) の情報収集・課題別・対象別（年齢、性別等）の啓発内容や手法を検討する。

② ポータルサイトの開設

ポータルサイトにより、医療従事者、行政機関職員、一般国民等、それぞれに対して必要な情報を提供する。

4 国の助成

国は全国拠点機関が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところにより、補助するものとする。

また、全国拠点機関は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。

5 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務を離れた者を含む。）は、依存症患者等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

6 その他

本事業の実施に当たっては国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターとも連携して実施すること。